

SNSをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務

提案説明書

1 業務名

SNSをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務

2 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「SNSをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の目的及び内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

ただし、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

4 事業費

9,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

なお、上記金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 企画提案を求める事項

別紙「業務仕様書」を参照の上、下記項目について企画提案を行うものとする。

(1) 制作物のイメージ・構成

制作する各種動画、画像、ランディングページのイメージについて、後記9の審査基準を踏まえた上で、ラフ画や絵コンテ等を用いて分かりやすく提案すること。

(2) 業務運営体制について

(3) 業務スケジュール

(4) 参考見積

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）のうち、「一般サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。) 等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

7 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 質問の受付 令和 6 年 12 月 26 日(木)15 時締切（必着）	
	<p>ア 企画提案への参加を検討する事業者で、質問がある場合は、質問書に要旨を簡潔に記載して提出すること。</p> <p>イ 提出方法は電子メールとし、これ以外の方法では受け付けない（送信先は後記 13 に記載）。</p> <p>ウ 電子メールの件名は、「【質問】 SNS をきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務（事業者名）」とする。</p> <p>エ 質問の回答は、電子メールにより隨時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する（質問を行った事業</p>

	<p>者名等は公開しない)。</p> <p>オ 受付期間内に到着しなかった質問については、原則として回答しない。また、本件企画競争に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に対して回答するとは限らない。</p>
(2)	<p>参加意向申出書及び企画提案の受付 令和7年1月15日(水)12時締切</p> <p>企画提案への参加を希望する事業者は、後記8に記載の書類をすべて提出すること。</p>
(3)	<p>プレゼンテーション審査 令和7年1月下旬予定</p> <p>ア 日時や実施場所は、企画提案書を提出した事業者に別途連絡する。</p> <p>イ プrezentationは、1事業者につき20分間（提案説明10分、質疑応答10分）とし、順次個別に行う。</p> <p>ウ 出席者は3人以内とし、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施すること。</p> <p>エ 当日、画像又は映像による説明希望がある場合は事前に申し出ること（パソコンは提案者が用意すること）。その場合、投影する画像等のデータを企画提案書と併せて事前に提出すること。</p> <p>ただし、公平性を確保するため、画像又は映像の使用は、書面では表現しきれない企画提案書の内容を説明する場合に限ることとする。そのため、企画提案書に記載のない追加の提案や事前に収録したプレゼンテーションの映像等を投影する目的での使用は認めない。また、当日の追加資料の配布も認めない。</p> <p>オ 審査の公正を期すため、事業者名を述べることは認めない。</p> <p>カ プrezentationに出席しない事業者の提案は無効とする。</p>
(4)	<p>審査結果通知 プrezentation審査実施後</p> <p>ア 審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。</p> <p>イ 審査の過程については公表しない。</p>
(5)	<p>契約手続き 令和7年1月下旬予定</p> <p>ア 本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と委託者における協議、調整を経て確定した仕</p>

	<p>様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対して別途連絡する。</p> <p>イ 選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。</p>
--	---

8 提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

提出書類	部数	規格等
参加意向申出書	1部	
企画提案書 (様式任意)	10部（正本1部、副本9部）	A4判（縦・横不問） 両面印刷10枚（20ページ）程度
業務運営体制図 (様式任意)	10部（正本1部、副本9部）	A4判（縦・横不問） 片面印刷1枚
業務スケジュール (様式任意)	10部（正本1部、副本9部）	A4判（縦・横不問） 片面印刷1枚
参考見積書 (様式任意)	10部（正本1部、副本9部）	A4判（縦・横不問） 片面印刷1枚

(2) 留意事項

- ア 企画提案書には表紙を付け、表題として「SNSをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務」と記載すること。
- イ 1部は製本（業務運営体制図、業務スケジュール、参考見積書を含む）し、社名及び代表者名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札参加者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という。）。
- ウ 正本の表面には「氏名（法人の場合はその名称又は商号）業務企画提案書」と記載すること。
- エ 印を押さない企画提案書、業務運営体制図、業務スケジュール及び参考見積書（これを「副本」という。）は、表紙に社名を記載しないこと。また、

副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスはしないこと（ページ番号を記載するなど落丁対策を講じること）。

- オ 正本を除き、会社名（再委託予定先を含む）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「○○社」、氏名については、「○○」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。
- カ 参考見積書については、内訳が分かるように記載すること。なお、当該見積額は、企画書が選定された事業者との契約額を確約するものではない。
- キ 提出方法は、郵送又は持参によること。

9 契約候補者の選定方法

(1) 審査

SNSをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務に係る企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1者を選定する。

なお、応募者が多数の場合は、企画提案書等に基づき事前審査を行い、企画提案者を5者程度まで絞った上でプレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査基準

下表のとおり。

評価項目	評価の視点	配点	係数
事例の把握	SNSをきっかけとした消費者トラブルについての理解、分析が十分であるか	15点	×3
体験型消費者トラブル啓発映像	映像の構成や展開が、実際の消費者トラブルの事例に即した現実味のあるものになっているか	15点	×3
	視聴者がSNSをきっかけとした消費者トラブルを経験したかのように感じられる手法が取り入れられているか	20点	×4
解説映像	内容にオリジナリティがあり、視聴者の記憶	10点	×2

	に残るものになっているか		
	視聴者に当事者意識を持たせ、注意喚起できるような内容になっているか	10点	×2
SNS投稿用画像	視聴者の興味関心を引き付け、ランディングページを見たくなるような工夫がなされているか。	10点	×2
ランディングページ	閲覧した市民が、SNSに存在する危険な広告を見分けるポイントが分かり、かつ消費者としての意識向上にも効果的な内容となっているか	10点	×2
その他	業務遂行のため、適切な監修者の確保及び業務運営体制の構築ができているか	5点	×1
独自提案	本業務を実施するにあたって、業務仕様書に記載のない項目で提案者が必要又は効果的と考える独自提案がなされているか。	5点	×1

※ 各委員の評価は、「5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：やや不十分、1点：不十分」で採点し、その点数に係数を乗じたものを評価点とする。

(3) 評価方法・最低基準点

委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とし、合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、最低基準点を満点の6割とし、最低基準点に満たない場合は契約候補者としない。

(4) 採点が同点の場合の取扱い

同点の事業者が2者以上あった場合には、評価項目のうち、「体験型消費者トラブル啓発映像」の評価点が最も高い者を選定する。それでもなお同点の場合は、くじ引きにより選定するものとする。

(5) 参加者が1者であった場合の取扱い

最低基準点以上の場合に限り、契約候補者として選定する。

(6) 選定結果に係る疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例

第 23 号)に規定する休日を除く。以下同じ。) 以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して 5 日(休日を除く。) 以内に、書面により回答する。

10 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで(契約候補者については契約を締結するまで) の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

11 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、委員会が企画案を無償で利用(必要な改変を含む。) することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、委員会に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号)に基づき公開請求が

あったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

12 その他留意事項

- (1) 本件企画競争に係る書類作成、提出等に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類を委託者が利用（複製及び必要な改変を含む）することを許諾するものとする。
- (5) 札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。
- (6) 委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上やむを得ない場合には、事前に委託者と協議の上、承認を得ることにより、委託業務の一部を再委託することができる。本提案において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。

13 企画提案書等提出先・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

担当 吉中、福田

電話 011-211-2245

メールアドレス sapporoshohi@city.sapporo.jp